

議員発案第 2 号

新聞の消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、別紙「新聞の消費税軽減税率適用を求める意見書」を提出するものとする。

平成25年9月26日 提出

提出者 三条市議会議員 小林 誠

賛成者 三条市議会議員 野崎 正志

同 三条市議会議員 久住 久俊

同 三条市議会議員 高坂 登志郎

同 三条市議会議員 岡田 竜一

同 三条市議会議員 西川 重則

## 新聞の消費税軽減税率適用を求める意見書

政府におかれては、景気回復に向けて積極的に政策を展開中だが、国民の所得が順調に増えるという保証はなく、来年4月に予定されている消費税増税により各家庭の経済的負担が増し、民主主義を支える社会基盤とも言える新聞の購読を中止する家庭が増えることも予想される。また、国民の知的レベルや社会への関心が低下することにより、日本の将来が危ういものになることを懸念する。

このほか、新聞購読の減少により新聞販売店の経営も悪化し、全国36万人を超える販売店スタッフの雇用の場が失われることにもつながる。

政府は、消費税率アップに例外は作りたくないと考えておられるようだが、多くの国では品目別の複数税率を導入し、以前から新聞、書籍等には軽減税率が適用されている。

政府におかれては、消費税増税に当たっては複数税率を導入し、新聞への軽減税率適用を実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月26日

三条市議会議長 熊 倉 均

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長  
内閣総理大臣 文部科学大臣 財務大臣 総務大臣